

城内小学校いじめ防止基本方針（H30.3 改訂）

1 いじめ防止に対する基本的な認識

いじめ問題の解決は、我が国の教育における喫緊の課題となっている。この解決に向け、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月には、いじめ防対法に基づき、国の「いじめの防止のための基本的な方針」が策定された。

これらを受け、本県では平成26年3月に「福岡県いじめ防止基本方針」、柳川市では「柳川市いじめ防止基本方針」が策定され、本校でも「城内小学校いじめ防止基本方針」作成し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んできた。

このような中、平成30年2月16日に「福岡県いじめ防止基本方針」が改訂された。これを受け改訂された柳川市の「いじめ防止基本方針」を受け、本校でも「いじめ防止基本方針」を改訂し、以下の認識のもと、学校・関係者が連携していじめ問題に取り組んでいくこととした。

- いじめは絶対に許されない行為であること。
- いじめは、「本校にも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つこと。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- いじめについて、本校職員が自らの問題として受け止め、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要であること。

2 「いじめ」の定義について

【定義】（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見たりする「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在である。見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている子にとっては、支え（味方）にはならない。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言える。

また、この「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」は、固定したものではなく、入れ替わることもある。「加害者」が「被害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもある。

つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということである。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしていると考えられる。

いじめが行われた時、周囲の者がはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され、深刻化する。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示す時、いじめは抑制される。つまり、いじめは、集団の行動の在り方と大きく関係している。

3 いじめの早期発見のために（サインをみのがさない）

いじめのサインは、いじめを受けている児童本人からも、いじめている児童の側からも出ている。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていけば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要である。

【取組のポイント】

- いじめの定義の適切な理解と対応 ○ 「いじめの早期・発見・早期対応の手引き」の活用
- 児童生徒のSOSキャッチ体制の充実

(1) 積極的児童理解

早期発見の方法としては、いろいろな情報を積極的に収集したりして、児童を積極的に理解する方法等が考えられる。

観 察	授業中だけでなく、休み時間にも声をかけて、様相チェックを心がける。また、学級ノート等を通しての児童理解に努める。 ※ 視点をまとめたものが「チェックリスト」である。
情報 収集	肯定的な教育相談や学級・学校での相談ポスト設置、連絡ノートによる家庭連絡等情報収集を通して、児童・保護者からの情報に耳を傾け、積極的に収集する。また、他の教職員や地域からの情報にも留意する。
客観的 理解	性格検査、客観的理解等の検査や面接、アンケート調査などを通して客観的理解に努める。

(2) チェックリスト項目

チェックリストを活用し、早期発見に努める。

① 遅刻、早退、欠席の状況から

- 一人遅れて教室へ入る。
- 理由もないのに早退する。
- 頭痛、腹痛、吐き気などの理由でたびたび休むようになる。

② 学習の状況から

- 始業時刻ぎりぎりに学校へ来て、授業が終わるとすぐに下校する。
- 学習に意欲をなくし、学業成績が極端に落ち込む。
- 正しい意見なのに、なぜか支持されない。ほめると周囲から嘲笑が起こる。

③ 生活、行動の状況から

- 休み時間や昼食時、放課後など、独りでいることが多くなる。
- 用事もないのによく職員室に来る。
- 常に他の児童の言いなりになっている。
- 洋服が破れたり、汚れたりしている。
- 物がなくなる、隠される、机やノートなどに落書きされる。
- いつもおどおどしていて教師を避ける。
- 生気がない、気持ちが落ち込んでいる、独りで泣いている。
- 教育相談、日記、班ノートなどに不安、悩みなどを訴える。
- グループから急に離れるなど、交遊関係が変化する。
- 悪口や陰口の中に特定の名前が集中する。
- 教師が近付くとグループの児童が不自然に分散する。

④ 健康の面から

- 食欲がない、腹痛、吐き気などを訴える。
- 打撲のあとや傷などが見られる。

(3) 「チェックリスト」活用状況の留意点

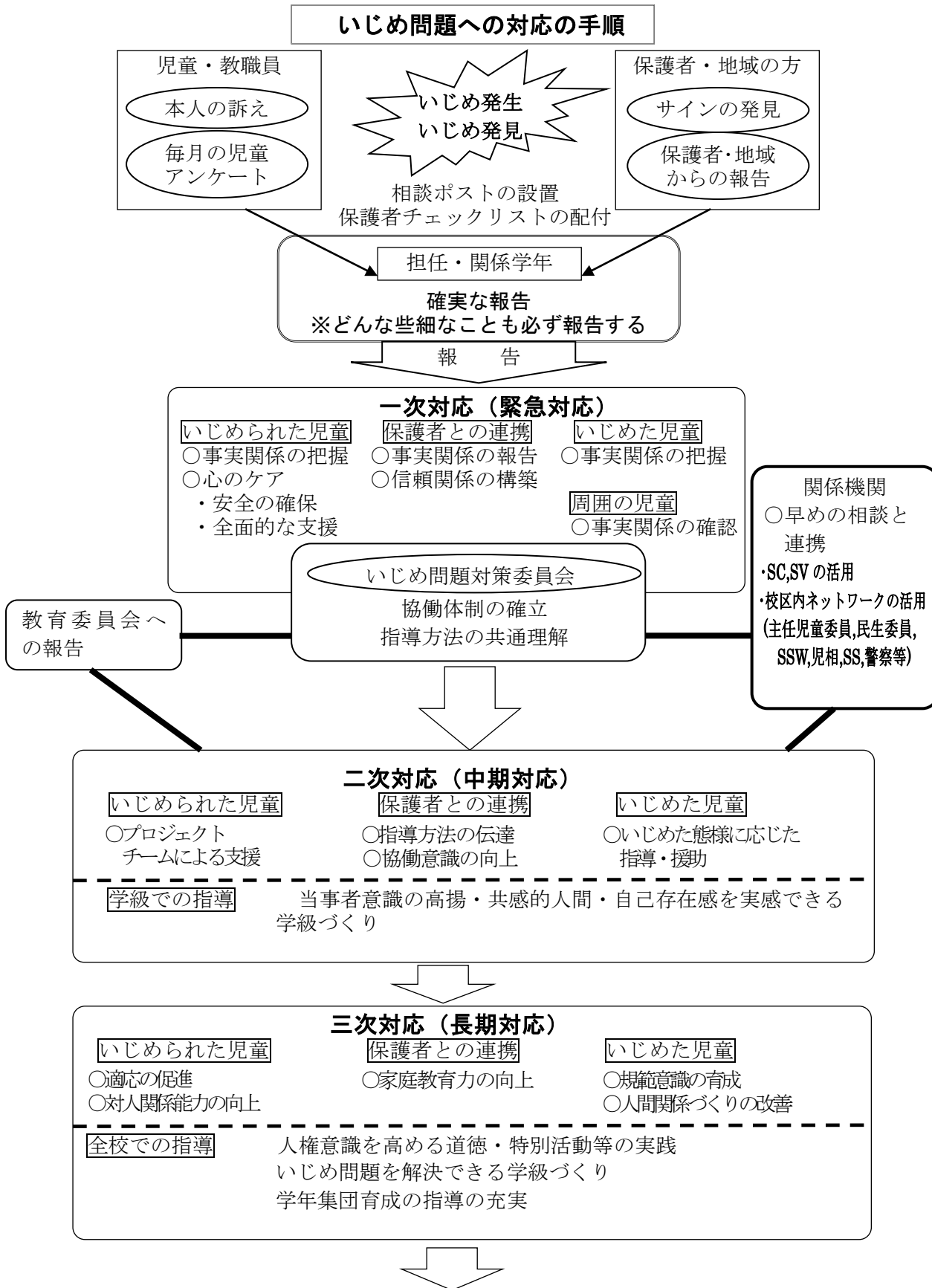
チェックリストは、早期発見のための一つの手立てとして考え、総合的に判断していく。

数量だけでは判断しないこと	単純にチェックされた項目の数量だけで、いじめの程度等を判断せず、日常生活をきちんと観察するとともに、児童の話を傾聴する。
ポイントを過信しないこと	チェックリストは、一つのサインである。 教師の眼で内容をさらに具体化する。
対応が目的であること	チェックをすることだけが目的ではない。 適切かつ迅速な対応を心がける。
総合的に判断すること	心理検査等の客観的な情報や、多くの教師の目を見た情報と合わせて総合的に判断する。

4 いじめ問題への対応と留意点

※校長を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたる。

いじめ問題への対応の手順



留意点

- ※教職員へはいじめの正確な認知、児童・保護者へは、いじめ防対法の趣旨や内容、いじめの定義の確実な周知
- ※発見者は管理職への迅速な報告
- ※今後の対応の記録を時系列で整理
- ※校長・教頭・主幹・生徒指導担当・担任で協議、迅速な対応
- ※外部機関との連携は管理職が窓口
- ※いじめ問題対策委員会メンバー
校長・教頭・主幹・生徒指導担当・養護教諭、SC、SV、SS等
- ※いじめ問題対策委員会での協議事項は職員会議、終礼等で、全職員で共通理解
- ※長期的な対応になる場合、いじめられた児童・保護者、いじめた児童・保護者側にそれぞれ担当職員を置き、連携
- ※必要に応じて学校側の立ち位置を確認するため、SCへアドバイス要請

いじめの未然防止に向けた取組

- 学校体制の整備（いじめ問題対策委員会の月1回の開催）
- いじめ問題に関する教員研修（人間関係形成能力の育成、教員のカウンセリング能力の向上）
- 学校・家庭・地域連携による取組（家庭用チェックリスト、いじめ家庭用リーフレットの配付）
- いじめを生まない教育活動（規範意識・生命の尊重を重視）

5 早期発見・未然防止にむけての計画、職員研修計画

早期発見・早期対応に向けての計画	職員研修計画
<p>① 早期発見</p> <p>○教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施（5月，11月，2月） ・学級経営会議 （全職員参加 5月，7月，12月） 気になる児童の情報共有化と指導方針の共通理解 ・生徒指導会議（毎月1回） ・サインへの気づき（日常的に） チェックリストの活用 日常観察と生活背景の理解 時間の共有 遊び，給食，掃除 （子どもと教師と一緒に行動する） <p>○児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施(毎月) ・相談ポストの設置（常時）※生徒指導担当 <p>○保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式や保護者会等の機会に いじめ防止推進法の趣旨・内容やいじめ定義等の確実な周知を行う。 ・リーフレット，チェックリストの配付 ・いじめアンケートの実施(6月・11月) <p>② 早期対応(必要に応じて迅速に)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導会議の開催 ○家庭との連携 ○関係機関との連携 （市教委，SC，SV，SS，SSW，児童相談所，警察等） 	<p>① 児童理解・人権感覚を高める研修</p> <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向けの資料」によるいじめの正確な認知に関する共通理解 ・教育指導計画(生徒指導)の共通理解 <p>5月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例研修会（感受性・共感性の高揚） <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組み評価アンケート ・1学期取組みの評価・改善への協議 <p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに係る正しい認識と共通理解 （いじめ防止対策推進法，いじめのメカニズム，新福岡県いじめ問題総合対策等） <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談方法についての研修 <p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組み評価アンケート ・2学期の取組みの評価・改善の ・事例研修会（感受性・共感性の高揚） <p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度教育指導計画作成による共通理解 <p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3学期の取組み評価アンケート ・3学期取組み評価・改善への協議 <p>市,県主催による人権・同和教育,生徒指導研修会への参加と報告による共有</p>

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の【定義】（いじめ防止対策推進法より）

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う者ものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平成25年6月19日衆議院文部科学委員会）〕

五 重大事態への対応に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

(2) 重大事態への対応

学校の設置者である柳川市教育委員会に報告を行う。教育委員会が調査の主体を判断する。

① 教育委員会が調査の主体となる場合

委員会の指示の下、資料の提出や調査に協力する。

② 学校が調査の主体となる場合

ア 重大事態の調査組織を設置

校内のいじめ問題対策委員会に加えて、警察、教育委員会、校医、PTA、児童相談所、スクールカウンセラー、主任児童委員、民生児童委員などの関係機関を混じえた拡大いじめ問題対策委員会を調査組織として設置する。

イ 調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を調査することを旨とする。その際に学校において調査した資料も再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ 被害児童及び保護者に対して情報を適切に提供

調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。（経過報告も含め）個人情報取り扱いに十分配慮するが、徒に個人情報保護を盾にとらない。アンケート等は児童や保護者に提供することを念頭に置き、調査に先立ちその旨を説明する。

エ 調査結果を教育委員会に報告

オ 調査結果をふまえた必要な措置

7 取組の評価・改善

この基本方針に基づく取組に関して、年2回の学校評価（10月、3月）にあわせて、いじめ問題対策委員会による評価を行い、取組の継続、改善、廃止等の見直しを図る。その結果を関係者評価委員会に報告し、意見をもらうこととする。

